

訪問看護ステーションのぎ 訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

訪問看護若しくは介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

事業者名称	特定非営利活動法人総合ケアセンターのぎ
所在地	島根県安来市実松町98-1
法人種別	特定非営利活動法人（NPO法人）
代表者名	大江 範江
電話番号	0854-27-7000

2 ご利用事業所

事業者名称	訪問看護ステーションのぎ
指定事業所番号	3260290048
所在地	島根県安来市実松町98-1
管理者の氏名	大江 範江
電話番号	0854-27-7000
FAX番号	0854-23-7760

3 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- （1）訪問看護ステーションのぎ（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- （2）事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （3）事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努める。

4 ご利用事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管 理 者	1		1
看 護 師			
事 務 員	1		

5 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 (但し、8月13日～15日、12月30日～1月4日を除く)
営 業 時 間	9：00～17：00

6 営業地域

実 施 地 域	安来市
---------	-----

* 上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

7 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法および介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、訪問看護ステーションの料金表（別紙参照）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

介護保険	30分未満 30分～60分未満 60分～90分 *その他、 必要に応じて加算があります。	・支払限度額を超える利用（訪問看護回数増など）、保険給付対象外サービスは全額自費負担。	両保険ともに、 ・安来市以外の方は、交通費として訪問1回につき、300円を実費。 ・その他おむつ、日常生活物品等は実費。
医療保険	後期高齢者医療（75歳以上） 高齢受給者（70～74歳）	1割 から 3割	
	国民健康保険 社会保険<本人・家族>	3割	
	就学前（6歳未満）	2割	
	*その他必要に応じて加算があります。 *一定時間を超える利用、休日や時間外の利用は差額を負担。		

8 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

ご利用者（家族） _____

主治医 _____

9 苦情申し立て窓口

- (1) 当事業所に関するご相談、苦情は相談担当者を置いています。(別紙①)
当事業所 担当 大江範江（０８５４－２７－７０００）までご連絡ください。
- (2) (1) の他、安来市市役所、福祉推進課、高齢者福祉係、国保連等に相談・苦情を伝えることができます。

10 虐待の防止のための措置に関する対応

- (1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員などに周知徹底を図ることとします。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 看護職員などに対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
 - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。
- (2) 当事業所は、サービス提供中に、看護職員など又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。

1 2 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へも連絡します。

1 3 ハラスメント防止について

事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、ハラスメントに該当する行為のない快適な就業環境を確保するため、必要な措置を講じます。

ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった看護職員等の心身に悪影響を与えます。状況によっては重要事項説明書に基づき訪問看護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

1 4 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

令和 年 月 日

訪問看護、若しくは介護予防訪問看護の提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所	名 称	訪問看護ステーションのぎ
	住 所	島根県安来市実松町 9 8 - 1
	管理者	大江 範江 ㊞
説明者	氏 名	_____ ㊞

私は、本書面により、事業者から訪問看護、若しくは介護予防訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者（代理人） 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞